

令和7年度 第9回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年12月5日(金)午後3時30分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 (17名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

| | | | | | |
|-----|--------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 佐藤洋介 | 2番 | 加藤和洋 | 3番 | 伊藤淑榮 |
| 4番 | | 5番 | 高橋郁雄 | 6番 | 清水 司 |
| 7番 | 三浦栄子 | 8番 | 原田智也 | 9番 | 鈴木孫城 |
| 10番 | 武田一雄 | | | 12番 | 佐藤正樹 |
| 13番 | 目黒 千衣子 | 14番 | 山本義則 | 15番 | 伊藤賢一 |
| 16番 | 鈴木豊則 | 17番 | 鈴木誠孝 | | |

4. 欠席 (1名)

5. 農業委員会業務報告(11月分)

6. 報告事項

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法5条の許可について

8. その他

農用地利用集積等促進計画の公告について

9. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 濱 野 勇 幸

局 長 補 佐 鈴 木 俊 市

主 事 浅 井 和 将

10. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和7年度第9回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は報告事項が1件、議事案件が2件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和7年度第9回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。いよいよ師走となり、皆様におかれましては申告の準備など、お忙しい日々を過ごされていると思います。

ここ数年は、農業に関する情勢が目まぐるしく変化しており、本年も例外なく、春の大雨や降雹、夏の日照り、熊による被害など様々な困難がありました。

しかしながら、米価は依然として高く、また、米の作柄も平年並みであったことは、不幸中の幸いでした。

梨につきましては、降雹被害等が痛手となり、減収が見込まれると聞いており、来年こそは良い年であるよう祈念しております。また、委員各位におかれましては、4月から始まった地域計画や農業公社を利用した制度への対応など、ご難儀をおかけしました。

本日は、忘年会を開催いたしますので、少しでも皆様の疲れを癒してもらえればと、願っております。

さて、本日の案件は、報告事項が1件、議事案件が2件でありますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

事務局長

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、4番 鈴木和俊委員から欠席の届け出があり、18名中17名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

会 長 男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、
どうお諮りしたら、よろしいでしょうか。

一 同 議長一任。

会 長 議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、5 番 高橋郁雄 委
員、6 番 清水司 委員にお願いします。

 なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名
いたします。

 それでは、農業委員会業務報告を事務局より説明いたします。

浅井主事 それでは 11 月の農業委員会の業務報告を説明させていただきます。

 まず 11 月 1 日、令和 7 年度秋田県農業委員会大会が湯沢文化会館で開
催されております。

 以降は、一部抜粋してご説明いたします。

 11 月の 5 日、第 8 回農業委員会総会が開催されております。

 11 月 12 日、農業委員農地利用最適化推進委員への女性登用促進に向け
た特別研修会及び秋田県農業委員会協議会令和 8 年度の役員改正に向けた
検討会議がアキタパークホテル開催されております。

 11 月 13 日、19 日の 2 日間にかけて、農地パトロールを脇本、男鹿中、北浦地
区にて実施しております。

11月20日、第116回常設審議委員会がアキタパークホテルで開催されております。

11月26日から27日にかけて、令和7年度、農業者年金加入推進セミナー及び県選出国會議員要請集会、農業リーダーズサミット2025、全国農業委員会会長代表者集会が東京都で開催されております。

出席者につきましては、ご覧の通りとなります。

裏面をお願いいたします。

今後の予定についてご説明いたします。

12月9日、令和7年度東北・北海道ブロック女性農業委員農地利用最適化推進委員研究会が北海道にて開催される予定となっており、三浦委員が出席予定となっております。

12月15日、企業各種団版市政懇談会が、この会議室で開催予定となっておりますので参加希望される方は事務局までご連絡をお願いいたします。

12月17日、男鹿市農業再生協議会幹事会が開催される予定となっております。

12月24日、男鹿市農業再生協議会臨時総会と、第117回常設審議委員会が開催予定となっております。

1月8日、第10回農業委員会定例総会を開催予定としております。

説明は以上となります。

議長

26日に県選出国會議員との懇談会がありましたが、出席者は富樫議員、福原議員、緑川議員、村岡議員、寺田議員でした。

農業リーダーズサミット2025年につきましては、参加者は大体1800人ぐらいおりました。

その際に、来年度の予算の確保及び新たな基本計画の実現と農業構造の転換の推進に向けた要請と、組織運動の推進、情報提供活動の強化に向けた申し合わせを決議いたしました。

また、鈴木農水相が出席しており、地元が山形県ということで、挨拶では、地元で今後の農業のあり方を議論する現場に参加したことを振り返り、利害調整など、農家は大変な中で仕事をしていたのだということについて、改めて認識を深めたと語っておりました。

また、農家の様々な取り組みに敬意を表すということで、今後とも活躍を期待しますというでありました。

業務報告について、質問などございますか。

委員各位

異議なし

議長

なければ、次に進めたいと思います。

次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

浅井主事

それでは議案書1ページをお願いいたします。

報告第7号、農地法第18条による、合意解約の案件となります。

申請番号1号から4号まで、同じ案件のため、まとめてご説明いたします。

申請番号1から4号、船越字草根183番他40筆、地目田、合計面積計、40,368㎡、渡人が払戸のA他3名、請人が払戸のB

請け人のBですが、払戸地区での農地集積のための解約となります。

今後は別の方が作付けする予定となっております。

議案書の3ページをお願いします。

申請番号5、払戸字中樋 23 番他 11 筆、地目田、面積計 16,504 m²。

渡人が潟上市のC請人が払戸のD。

渡人のCさんが、他者へ農地を売買するための解約となっております。

申請番号6号、福米沢字土花新田 53 番他、1筆、地目田、面積、4,805 m²。

渡人が福米沢のE、請人が福米沢のF。

渡人Eが他者へ農地の売買するための解約となります。

4ページをお願いいたします。

7号から8号は、同じ請け人のため、一緒にご説明いたします。

申請番号7から8号、鵜木字鵜木新田 19 番他 1 筆、地目田、面積計 9,776 m²。

渡人が、鵜木のG他1名、請人が鵜木のH。

7号8号ともに受人への売買のための解約となります。

議案書5ページをお願いします。

申請番号9号船越字草根 100 番他 4 筆、地目田、面積計 5,362 m²。

渡人が払戸のI、受人が、払戸のJ。

こちらも売買のための解約となります。

申請番号10号、五里合中石字十文字松原 5 番 2、地目畑、面積、7,271 m²。

渡人が秋田市のK、受人が五里合のL。

こちらも、売買のための解約となります。

6ページをお願いします。

申請番号11号、福米沢字土花新田 34 番、地目田、面積 916 m²。

渡人が福米沢のM、受人が福米沢のN。

こちらも農地の売買のための解約となります。

説明は以上となります。

議 長

ただ今の事務局の説明について何かご意見ございませんか。

報告でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事案件に入りたいと思います。

議案第 18 号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をよろしく願いいたしますが、先に議事参与案件を先議します。

農地中間管理機構の推進に関する法律第 18 条、議事参与案件により関係する委員の退席をお願いします。

暫時休憩いたしまして、8 番の原田智也さん、退席をお願いします

～ 原田委員退席 ～

議長

それでは再開して、引き続き説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、議案第 18 号、農地法第3条の所有権移転の案件についてご説明します。

まず議事参与案件の申請番号 1 号をご説明します。

申請番号 1 号、福米沢字新大門道 85 番 1、地目畑、面積、312 m²。

渡人が福米沢のO、請人が福米沢のP。

受人Pさんの要望による売買で、総額 3 万円であります。

Pさんは、当該農地を購入して、後々農業用ハウスを建てるなどに利用したいということでありました。

以上で説明を終わります。

議 長

只今の説明について、何かご意見ございませんか。

一 同

異議なしの声あり

議 長

なしということですので、暫時休憩いたします。

～ 原田委員着席 ～

それでは再開いたします。

鈴木局長補佐

それでは、引き続き7ページをご覧ください。

申請番号2号、払戸字宮田52番5、地目畑、面積170㎡。

渡人が払戸のQ、受人が払戸のR。

Qさんからの要望によりRさんが売買を受けるということで、総額95,000円です。

申請番号3号、五里合中石字東山台5番、地目畑、面積5,599㎡。

渡人が秋田市のS、受人が船越のT。

Sさんからの要望によりTさんが売買を受けるということで、総額300,000円あります。

申請番号 4 号、五里合中石字上今沢荒野 3 番、他 2 筆、地目畑、面積計 19,462 m²。

渡人が秋田市の S、受人が五里合の U。

これは S さんからの要望により U さんが買い取りするということで、総額 15 万円です。

3、4と同じ渡人になりますが、Sさんが農地の整理をしたいということで、お二人が引き受けるということになります。

申請番号 5 号、払戸字渡部 30-166、地目田、面積、511 m²、渡人が払戸の V、受人が払戸の W。

これは V さん側からの要望により、W さんが買い取るということで、総額 15 万円です。

続いて 8 ページをお願いします。

申請番号 6 号、

福米沢字土花新田 34、地目田、面積 916 m²

渡人が福米沢の X、受人が、松木沢の Y

これは Y からの要望により、X が売り渡すということです。

総額 36 万 6,400 円です。

申請番号 7 号、

福米沢字土花新田 31、地目田、面積 93 m²。

渡人が福米沢の Z、受人が、福米沢の AA

これは Z からの要望により、AA が農地を買い取ると、総額 37 万 4,000 円です。

これはさっきの 6 号、7 号の売買で、お互いに農地を集積するために、農地を交換するような形です。

申請番号 8 号、

船越字内子 294-165 他 6 筆、地目田、面積計 5,888 m²

渡し人が船越の AB、受人が船越の AC

これは米谷さんからの要望により、AC が親族間の無償譲渡ということで、譲渡を受けるといふ形になります。

申請番号 9 号、

北浦北浦字福ノ前 12 他 2 筆、地目田、面積計 5,241 m²

渡人が新潟県の AD、受人が北浦の AE

これは AD さんからの要望により AE さんが買い取るということで、総額 23 万 8,000 円ということになります。

これは相対で耕作していたところを、AE さんが買い取るという形になります。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

以上、2 番から 9 番までの所有権移転に関して何かご意見ございませんか。

加藤委員

3 番と 4 番の件に関して、畑ということだが、梨園なのか、また、現在栽培されているのか。

鈴木局長補佐

農地は梨畑です。また、現在栽培されております。

議 長

他にありませんか、

委員各位

なしの声あり

議 長

他にないようですので申請通り許可いたします。

それでは、事務局より引き続きお願いします。

鈴木局長補佐

引き続き、8 ページから説明いたしたいと思います。

新規契約についてご説明いたします。

新規契約 10 から 12 号まで、次の 9 ページの 12 号まで、同じ受け人ですので、一括してご説明いたします。

払戸字中樋 3 他 4 筆、地目田、面積計 4388.48 m²

渡人が払戸の AF 他 2 名、受人が払戸の AG

これは 3 件すべて渡人の要望により、受人が耕作を受けるという形になります。

新規の 10 年契約であります。

10 アール当たり 1 俵ということで、水利費はいずれも借り人が支払うという形になっております。

以上で新規の説明を終わります。

議 長

事務局の説明について、何かご意見ございませんか。

委員各位

異議なしの声あり

議 長

ないようですので、申請どおり許可したいと思います。

次の 13 番から説明お願いします。

鈴木局長補佐

それでは引き続き、9 ページの 13 号から説明します。

これからは、再設定となりますので、契約の内容は割愛させていただきます。

申請番号 13 号

払戸字八郎新田 500 他 5 筆、地目田、面積計 6,412 m²、

渡人が、払戸のAH、受人が払戸のAI

10 アール当たり米 1 俵、再設定の 10 年であります。

申請番号 14 号から、10 ページの 19 号まで同じ受け人となりますので、一括してご説明します。

脇本浦田字新田 58 他 64 筆、地目田、面積計 58,941 m²。

渡人が脇本のAJ他 5 名、受人が脇本のAK

再設定のいずれも 5 年契約であります。

続きまして、10 ページの、20 号から説明いたしたいと思います。

10 ページ 20 号 5 と 11 ページの 21 号が同じ 10 件でありますので、一括してご説明いたします。

払戸字三萬場 374 他 29 筆、地目田、面積計 19,011

渡人が払戸のAL他 1 名、受人が払戸のAM

20 号が再設定の 3 年、21 号が再設定の 10 年契約であります。

続きまして、申請番号 22 号から次の 23 号まで、同じ請け人となりますので一括して説明いたします。

角間崎字新潟端 45 他、2 筆。

地目田、面積計 13,063 m²。

渡人が、角間崎のAN他 1 名、受人が角間崎のAO

いずれも再設定の 3 年契約であります。

申請番号 24

脇本脇本字中名地 125、他 12 筆、地目田、面積計 9,797 m²。

渡人が脇本のAP、受人が脇本のAQ

再設定の 10 年であります。

申請番号 25 号

船越字堂ノ前 17、他 7 筆、地目田、面積計 6,945 m²。

渡人が秋田市のAR、受人が弘戸のAS

再設定の 6 年契約であります。

続きまして 12 ページをご覧ください。

申請番号 26 号

五里合字琴川字前田 153 他 7 筆、地目田、面積計 13,296 m²

渡人が五里合のAT、受人が五里合のAU

再設定の 10 年契約であります。

申請番号 27 号、

男鹿中中間口字根木田 63-2 他 5 筆、地目田、面積計 14,097 m²

渡人が男鹿中のAV、受人が男鹿中のAW

再設定の 10 年契約であります。

申請番号 28 号

福川字上下夕谷地 300、他 2 筆、地目田、面積 8,075 m²

渡人が福川のAX、受人が福川のAY

再設定の 10 年契約であります。

申請番号 29 号、

弘戸字登田 31 他 2 筆、地目田、面積計 5,274 m²

渡人が弘戸のAZ、受人が弘戸のBA

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 30 号、

船越字草根 46、他 17 筆。地目田、面積計 10,635 m²

渡人が払戸のBB、受人が脇本のBC

再設定の3年契約であります。

続いて13ページをご覧ください。

申請番号31号、

払戸字大谷地137、他7筆、地目田、面積計7,166㎡、

渡人が払戸のBD、受人が払戸のBE

再設定の5年契約であります。

申請番号32号

船川港比詰字鶴巻66他4筆、地目田、面積計8,345㎡

渡人が船川のBF、受人が、男鹿中のBG

再設定の3年契約であります。

申請番号33号

脇本脇本字名不知38他5筆、地目田、面積計3,098㎡。

渡人が脇本のBH、受人が脇本のBI

再設定の3年契約であります。

申請番号34号

これに関しては使用貸借権、無償の使用貸借ということになります。

船越字草根206他30筆、地目田、面積計32,525㎡。

渡人が船越のBJ、受人が船越のBL

これは親子間での契約による使用貸借ということになります。

以上で再設定の説明を終わります。

議長

説明ございましたことについて、何かご意見ございませんか。

鈴木誠孝委員 今回の資料では、小作契約の詳細が掲載されていないが、我々委員も情報がなければ、頼まれたときに、今この地域はこのくらいの小作料などということと言えないから、入れてもらえれば助かりますがいかがでしょうか。

鈴木局長補佐 私から説明します。

実は3条に関しては、そういった情報が、資料作成したときにシステムから出てこない設定になっておりまして、今までも3条に関しては記載されていませんでした。

ただ、今回から農用地利用集積等促進計画のへの制度移行により、農地法3条を使う方が多くなりまして、このような状況になってしまいました。

今後、事務局の方で備考欄等に手を加えて、記載する形で検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 鈴木委員からの提案に対しまして、何かご意見ありませんか。

暫時休憩いたします。

以上、再開いたします。

そうすれば先ほど鈴木誠孝委員から出た意見に基づきまして、備考欄に情報を載せる形で検討します。

続きまして議案第19号、農地法第五条許可について。
よろしくをお願いします。

鈴木局長補佐 それでは議案書の14ページをお願いいたします。

議案第19号、農地法第五条転用の案件になります。

申請番号 12 号、
角間崎字上台 59-9 他 3 筆、地目畑、面積計 7,930 m²、うち転用面積が
4,038 m²。

渡人が福川のBM、請人が福川のBN

赤土採取のための一時転用となります。

別添の図面の図面 1 ページが申請地の位置図になります。

角間崎から五里合方面に向かう、鎌田自動車整備工場の道路を挟んだ向かい側の赤色で図面に着色している部分が、申請地となります。

図面 2 ページ、公図の写しをご確認お願いいたします。

赤色で着色している、59-3、59-8、59-9、61 と 4 つありますが、61 番地の筆につきましては、角間崎のBO共有名義のなっており、持ち分である、半分を
今回、この度採取するという計画となっております。

こちらの転用の申請につきましては、盛土規制法の規制対象となりますので、秋田地域振興局の方に、盛土規制法の許認可の申請を確認しております。

また、共有名義の角間崎のBOの方からも、同意書にて同意がもらえている旨、確認済みであります。

更に今回転用面積が 3,000 m²を超えますので、今月の秋田県常設審議委員会の方へ、審議いただく案件となっておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上となります。

議 長

次に農地法第 5 条、農地転用の現地確認ということで確認に立ち会いました 8 番の原田智也委員、12 番の佐藤正樹委員、説明員として 12 番の佐藤正樹委員、よろしく申し上げます。

佐藤正樹委員

私の方から説明したいと思います。

11月7日、原田委員長、事務局の浅井さん、業者であるBNの4人で現状を確認して参りました。

赤で塗られている右隣の、59-5から19-7は、以前、赤土採取られてる状態で、この赤の部分だけ残っております。

細い59-4が道路として現況として残っております。

以上から取られる部分が目立っているだけで、隣に迷惑をかける様なことはないことを確認してまいりました。

皆さんの慎重な審議をよろしく申し上げます。

議長

どうもご苦労さまでした。

本件について何かご意見ございませんか。

委員各位

異議なしの声あり

異議がないようですので、申請通り許可いたします。

これで議事案件は全て終了しました。どうもありがとうございました。

それではその他に入りたいと思います。

農地利用集積等促進計画の公告について説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、その他の案件ということで、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案書の15ページをご覧ください。

申請番号 1-1 と 1-2 号についてご説明いたします。

払戸字大堤下千間 433 他 4 筆、地目田、面積計 5,040 m²。

総額 175 万円であります。

渡し人は潟上市のBO、受け人が、払戸のBP

これはBOが農地の整理をしたいということで、BPが引き受けるということであり
ます。

続きまして、申請番号 2-1 と 2-2 について説明いたします。

払戸字中樋 23 他 1 筆、地目田、面積 6,302 m²

総額 210 万円ということであります。

渡し人は先ほどと同じ潟上市のBOで受け人が、先ほどと同じ、払戸のBPと
いうことですが、なぜ 2 つに分けたかといいますと、この 2-2 号の方に関しまし
ては通総額 210 万円ということになっておりますが、鈴木薫さんが秋田県農業
公社の四耕作事業を使いまして、4 年間の間、農業公社から借りて、4 年後に
買い取るという形のものであります。

なお、4 年間の小作料は 10 アール当たり 6,300 円ということであります。

続きまして 16 ページをご覧ください。

申請番号 3-1、申請番号 3-2 についてご説明します。

払戸字尻深一番谷地 209 他 4 筆、地目田、面積計 5,162 m²。

総額 160 万円ということで、

渡し人は潟上市のBO、受け人は、払戸のBQということであります。

これは先ほどと同じで渡し人からの要望により、BQさんが買い取るというこ
とであります。

申請番号 4-1 と 4-2 を説明いたします。

福米沢字土花新田53他 1 筆、地目田、面積計 4,805 m²。

総額 200 万円であります。

渡し人が福米沢のBR、受け人が、松木沢のBS

これも BR さんの農地整理ということで、BSさんをお願いして、買い取ってもらうということでもあります。

続いて 17 ページをご覧ください。

申請番号 5-1 と 5-2 について説明いたします。

船越字草根 100 他 4 筆、地目田、面積計 5,362 m²。

総額 100 万円。

渡し人が払戸のBT、請け人が払戸のBTということで、先ほど解約の案件も上がっていましたが、BTさんの要望により、BUさんが買い取るということでもあります。

申請番号 6-1 と 6-2 について説明いたします。

鵜木字鵜木 19、地目田、面積 6,717 m²

総額 308 万 5000 円。

渡人が鵜木のBV、受人が鵜木のBW

もともと小作をしていたところを見るBWさんが引き受けるということでした。

続いて 18 ページをご覧ください。

申請番号 7-1、7-2 についてご説明します。

鵜木字道村新田 72 他 1 筆、地目田が一筆、畑 1 筆ということでもあります。

渡人が、東京都のBX、受人が、鵜木のBW

これも、もともと小作していたところ農地を、畑と田と違いはありますけども、総額で、総額 204 万円で買い取るということです。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局より説明がありました件について、何かご意見ございませんか。

委員各位 異議なしの声あり

議 長 なければ申請通り農業公社へ要請いたします。
続きまして、農業振興地域整備計画の変更(案)についてよろしくお願いしま
す。

鈴木局長補佐 それでは皆様に席を配りしております、業振興地域整備計画の変更(案)に
ついて、意見聴取という書類がありますので、こちらの方ご覧ください。

これは農業振興地域の変更があれば、農業委員会から意見聴取しなければ
いけないというものに基づき、農林水産課より諮問されているものであります。

1枚めくって裏のページを見ていただければ、変更の内容というところで、地
番が野石字下横沢台 59、面積が 5,110 m²、変更の種別ということで、ここには
通常、地目田とか畑とか入るのですが、実は以前に非農地にしている場所であ
ります。

変更理由としましては、株式会社サンワシステムが太陽光発電パネルの建設用
地として利用するために、ここを農業振興地域から外すということであります。

その下には変更の要件と記載されておりますが、いずれも問題はないという
ことになっております。

所在地の詳細については、添付されている図を見ていただくと、左側の曲が
った道が、野石の信号の上から宮沢海外へ行く山道であります。

そこから、左側の側道へ入って行くと野石の市営住宅方向に入ったところ
に見えます、ほとんど林となっているところであります。

これについて、農業新規振興地域から外すということで、皆様の意見を聴取したいということでありました。

以上で説明を終わります。

ただ今の説明について何かご意見ございませんか。

議 長

異議なしの声あり

委員各位

ご異議なければ、意見ないということで答申いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長

その他で何かありませんか。

事務局長

それでは私からその他についてお知らせいたします。

現委員の任期が来年の7月までとなっております。

そこで新しい委員の改選スケジュールを皆様にお知らせします。

来年の1月の広報に、公募を載せて周知いたします。

その後2月2日から2月27日の間に公募期間として募集しますので、よろしくお願いいたします。

それから、前回の総会で浅井主事が育児休暇を取得となり、来年の5月末まで1人職員減となります。

その間は、総務課からの人員補充はありません。

その関係で、今、週2日(月曜日と火曜日)は若美に職員配置しておりましたが、配置が難しい状況となっておりますので、週1日、火曜日の午前中半日の

みを、配置しようと思っております。皆さん、ご意見を伺いたいのですがどうでしょうか。

議 長

本件について、何かご意見ありませんか。

異議・意見の声なし

事務局長

本庁に来てもらえれば、手続き等の対応はできます。

加藤委員

どんな方法で周知するんですか。

事務局長

本日、皆様の了解をいただければ、広報に乗せる手配となっております。

議 長

他に何かご意見はありませんか。

委員各位

異議・意見なし

議 長

ご意見内容ですので、説明のとおり進めます。

他に何かありませんか。

事務局長

今お配りした講演会の資料ですが、明日、1時半から講演があります。

講師は、山形県の方で頑張っている方で、広報にも載ってます。

ぜひ興味があったら出席をお願いします

あともう1つは、12月15日に、去年会長と高橋委員から出てもらいました各種団体企業版の市政懇談会がありますのでそちらも、興味のある方がいたら、出席をお願いします。

場所は、市役所の5階の大会議室です。

お知らせでしたので、よろしくお願いします。私からは以上です。

議 長

これで、総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。